平成27年(不)第2号事案

# 第2回口頭審理調書

平成 30 年 12 月 6 日

大阪市人事委員会

- 事案名及び当事者名
   平成27年(不)第2号事案
   請求者 松田 幹雄
   処分者 大阪市教育委員会
- 2 開催日時 平成 30 年 12 月 6 日 (木) 午後 1 時 33 分~午後 3 時 14 分
- 3 開催場所 大阪市行政委員会事務局 会議室
- 4 出席者
  - (1) 請求者側

請求者松田幹雄代理人冠木克彦同谷次郎同櫻井聡同笠松正俊

 同
 山口 広

 同
 田中 秋子

(2) 処分者側

代理人 夏住 要一郎

同 永原 明

同 砂原 祐也

(3) 人事委員会

委 員 西村 捷三

(4) 行政委員会事務局

審理補佐 大東 雅美

同 中野 晋輔

書 記 藤原 さやか

同 佐野 裕紀

#### 内容

西村委員が審理長となり、その指揮の下に審理を行った。 要領は別記のとおりである。

the state of the s

## 西村捷三等

本調書を作成した事務局職員

佐野 裕紀(

#### 別記

1 書面及び証拠等の確認について

第1回口頭審理以降、当事者双方から書面及び証拠が提出されていないことを確認した。

2 請求者本人尋問

請求者本人松田幹雄氏に対し、別添「請求者本人尋問調書」のとおり尋問 を行った。

3 口頭審理の終了について

審理長は当事者双方に対し、最終意見陳述書の提出期限を約2ヵ月後とすることについて意見を求めたところ、当事者双方ともに提出期限を延ばして欲しい旨述べた。そこで審理長は、当事者双方の意見を聞いたうえで、最終意見陳述書を平成31年2月末までに提出するよう告知するとともに、口頭審理を終了する旨宣言した。

### 請求者本人尋問調書

1 請求者本人の表示

(1) 氏 名 松田 幹雄(まつだ みきお)

(2) 住 所 大阪府枚方市西田宮町 21 - 4

(3) 生年月日 昭和 30 年 12 月 8 日

(4) 職 業 大阪市立歌島中学校教諭(再任用)

2 宣誓その他の状況

審理長は、別添「宣誓書」を読み上げさせて、同書に署名、捺印をさせた。

3 尋問の内容 別紙のとおり

調書作成者 書記 佐野 裕紀

satistic sample

### 宣誓 書

良心に従って真実を述べ、何事もかくさず、何事もつけ加 えないことを誓います。

> 平成<sup>2018</sup>年 /2月 6 日 氏名 书公 闽 *韩* 在住

Compared to the contract

- ○西村委員
  るれでは、請求者側から主尋問をどうぞ。
- ○冠木代理人 代理人の冠木の方から質問します。

1時間ぐらいあるのでね、予定をちょっと言っておきますけども、最初の方であなたが色々書面を出したり、自分の教員としてのスタンスとか言うておられるような、そういう内容についてまずお聞きをして、そこから学校における卒業式に向けての校長さんなどとのやりとりとかね、そういうものを聞いて、それから式当日の問題を聞きます。最後に、最後にというか、あなたの処分に至る教育委員会における様々な問題をお聞きして、一番最後のところではあなたが不起立をした理由という形でまとめたいと思います。そういうことでいきます。

まず、あなたは陳述書を2つ書いてますけどね、ちょっとまた聞きますが、甲の11号 証と甲の17号証、11と、それから17ね。

- ○松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人。これはあなたが書かれましたよね。
- ○松田請求者本人ではい。
- ○冠木代理人にどこか訂正ありますかね。
- ○松田請求者本人 先ほど見ておりまして、陳述書の2の方の3ページの、卒業式の日に ち、下の方ですけれども、卒業式の日にちが2012年3月12日となっておりますが、それ は間違いで、2015年3月12日です。それをちょっと見つけて。
- ○冠木代理人。これやね。下から4行目ですね。
- ○西村委員 はい、分かりました。
- ○松田請求者本人 すいません。
- ○冠木代理人 あとは、あなたがここで書かれたとおりということで、お聞きします。 最初の11号証はすごい長い、後の17はちょっと短くしてるんですが、何か2つ作った という理由は。
- ○松田請求者本人 まず最初の11号証の方ですけれども、これは昨年の8月に大体作って、出したのは10月だったと思います。私がなぜ不起立だったのかということを説明する文書なんですけれども、それを書こうと思った時に、やっぱり自分がずっと教員生活の中で、どういうふうに教育に対して向き合ってきたかとか、あるいは日の丸・君が代の強制というのは最近始まったことではなく、ずっと経過があってですね、そこにずっと抵抗してきたというか、そういうふうな経過も踏まえて今回のやっぱり不起立ということを述べないとなかなか伝わらないんじゃないかということで、そういう、ちょっと長いですけれども、書かせていただきました。

陳述書2の方は、今年の8月の末ぐらいに出したと思うんですけれども、これは証人 尋問があるということで、今、この間、書面のやりとり等で論点になっているところ、 そこについてこちらが何を主張しているかということをできるだけ分かるようにという つもりで作りました。

- ○冠木代理人 はい。そうすると、あなたの陳述書の2の方、17号証の方で全体の筋が書かれていて、より詳しく聞こうと思えば11号証を見たら良いと、そういうことやね。
- ○松田請求者本人 はい、そうです。
- ○冠木代理人 あなたの略歴ですが、これは11号証のところで書かれております。別に全部言う必要はないんですが、この本件の不起立をした当時の中学校は中野中学校でよろしいんですか。
- ○松田請求者本人 はい、そうです。
- ○冠木代理人 それから、2016年4月からはどうされてますか。
- ○松田請求者本人 再任用を希望しまして、再任用が認められて大阪市立歌島中学校で再 任用の教員として、それから3年目になります。働いております。
- ○冠木代理人 で、現在に至るということですね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 それで、最初の11号証のところで、あなたはまず一番最初に、何と言うか 教員としての基本的スタンスということを書いておられて、この中で色々作った歌だと か、そういうような点も書かれておりますけども、一番あなたが強調して言うておきた いことはどういうことでしょうか。この基本的スタンスのところで。
- ○松田請求者本人 やっぱり私たちが教えている子どもたちがどういう存在なのか。やっぱり多くの子どもたちが、「頑張れ、頑張れ」とこちらは言う訳ですけれども、やっぱり社会に出て非常に厳しい状況に置かれたり、結局誇りが持てない、そういうふうな状況に置かれます。そういうふうな子どもたちにどういうふうな立場で関わるとか、そういうことをやっぱり悩んだり考えたりしてきたということですが、やっぱりそういう子どもたちに対して、やっぱり社会の真実に目を向けたり、自分の価値観を確立をして、そうした世間的常識ではない、やっぱり誇りといいますか、そういうものを取り戻す、あるいはそこに余力ができるような知識、学力というものに助力できるような教員でありたいということをいつも思ってきました。

以上です。

- ○冠木代理人 そのような努力をこれまでされてきてるんですよね。
- ○松田請求者本人 はい、そのつもりです。
- ○冠木代理人 今回の不起立の問題ですけども、あなたの色々書いておられる、あるいは 主張しているものを見ますと、調教教育というのが盛んに出てくるんですけどね、今、 あなたの言われた教員としてのスタンスという問題と、それから、これからお聞きする 調教教育ということですけど、これは繋がりがありますか。

어린 수 있는 것이 되었다. 그는 그는 그는 그를 보는 것이다.

- ○松田請求者本人 非常にあると思います。
- ○冠木代理人 うん、どんなふうに繋がってるかな。
- ○松田請求者本人 要するに、調教教育というのは、今やられている君が代指導とかそう

いうものです。そこに乗っかるとすると、要するに今まで自分がやろうとしてきた、本 当に生徒の立場に立つとか、あるいはそういう立場を変えてしまうことになるというふ うに思います。

- ○冠木代理人 詳しくはまたいろんな問題が出てくる時に繰り返して聞きますけど、まず、 あなたのおっしゃってる調教教育とは何かというふうに言うと、何点ぐらいに分けたら 言いやすいですか。
- ○松田請求者本人 直接には2点、もう1つ付け加えると3点かなと。
- ○冠木代理人 3点。じゃ、思いつくところからで結構ですけど、3点についておっしゃってください。
- ○松田請求者本人 まず、直接的には、君が代には歌詞があって、当然、意味がある訳ですけども、そういうものについて、要するに歌詞の意味であるとか歴史的な扱いですね、 そういう変遷について全く一切伝えないまま、とにかく起立で歌えという強制をしている、まずそれが調教教育だということを言っています。

それと同時に、強制によって全員が、参列者全員が起立斉唱するという、そういう場面を作る、空間を作る、演出をするということを通して、国、国家が崇高なものであるという、そういう感覚を感得させるというか、感じさせて、そして国は従うべきものだと、そうするのが当然だという意識を刷り込んでいく、これを調教教育というふうに思っています。教育的に言うとそういうことです。

それを自分、教員が率先してやる、起立斉唱する姿を通してそういうことを見せるという形になっているということだと思っています。 以上です。

- ○冠木代理人 普通に調教というと、動物園という訳じゃないけど、動物を飼育していく ときに、ムチを持って色々とやっていって、そういうのを調教と言いますよね。それに 近いイメージがあるんですか。
- ○松田請求者本人 教育というのは、やっぱりちゃんと理解をする、納得をする、そういうことを通して分かり合っていく、指導もそうあるべきだと思うんですけども、そういう論理ではない、とにかくこうするものだということを頭からそういう刷り込むというか。
- ○冠木代理人 なるほど。
- ○松田請求者本人 はい。力でやっいる訳じゃない、直接力は使わないかもしれないけど も、そういう教育とは相容れないようなあり方、これを調教教育というふうに呼んでい ます。
- ○冠木代理人 はい。これからいろんな場面で出てくるかもしれないですけれども、基本 的な考え方と中身は今おっしゃったとおりですね。

それで、この君が代斉唱の問題で、この中野中学校で、まずは2015年の2月の13日に 教育長通知というのが来ましたね。来たといっても、あなたは後で知るんでしょうけど。

- ○松田請求者本人 そうですね、はい。
- ○冠木代理人 その教育長通知を踏まえて、あなたは校長に何か質問をしましたね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 まずね、乙の4号証を示します。 これが1月23日付けの教育長から各校園長宛てに出された通知ですよね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- 〇冠木代理人 ここに1、2、3点とありますけど、そらで言える? この3つはどこが 問題やったか。
- ○松田請求者本人 1つ目は、まず生徒にしっかり歌わせろというふうに言っています。 指導の中身です。とにかくしっかり歌わせるんだと。2つ目は、そういうふうな指導に 当たって、教員自身が起立斉唱する、率先垂範するということが非常に意味があるんだ ということをちゃんと分からせる。3つ目は、起立斉唱は条例に定められた義務なので、 それに反すると罰せられるよということを示して、そして職務命令を出しなさいと、そ ういうふうな内容になっていると思います。
- ○冠木代理人 そうですね。この3点でいくと、あなたが先ほど言われた調教教育という ものに該当するんですかね。
- ○松田請求者本人 それを見て、あ、これは調教教育だなというふうに私も確信をしたと いうか、思っている訳ですけれども。
- ○冠木代理人 はい。校長さんに質問状を出すんですけども、乙7号証の資料3を示します。

これはあなたが校長さんに出した質問ですよね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 ここも3点になってますけれども、大体対応するような形でしょうか。そ のとおりじゃないでしょうけどね。
- ○松田請求者本人 はい。まず、しっかり歌わせろといった場合に、指示をしているのは 教育委員会です。じゃ、どういうふうに指導するのか、その内容は示されるべきですけ れども、全く、一切そういうことを知らないので、それを示して欲しいと。

2つ目は、とにかく学校の責任として、子どもたちは歌うということは主体的行為ですから、それをちゃんとやらせようと思ったら、しっかりそういう人権を踏まえた説明であるとか、そういうことが必要だと。それを学校長の責任でやる必要があるということで、2つ目、それをどうされようとしているのか。

3つ目は、この通知やそういう強制によって、強制をしている訳ですけれども、そういうことをすることによって、教育というものが本当に壊れてしまう、これは教職員に考えさせることを止めさせ、子どもたちにも、とにかく考えずに上に従ってれば良いんだという教育をやらせるということに繋がっているので、教育とは相容れないんじゃないかと、ここについての見解を聞きたいという、そういう趣旨の質問です。

- ○冠木代理人 この質問をもらって、校長さんは回答されたんですかね。
- ○松田請求者本人 これは、2月の17日に職員会議があって、その職員会議で答えてほしいと思って出したんですが、事前に出そうと思って16日の日に校長にも渡し、職員にも配っていたものです。でも、17日の日は時間がないということで、結局、18日の職員朝礼の時に校長は一応これに答えますというふうに答えましたけれども、中身的には非常に不十分というか、ほとんど答えてないというふうに私は思っています。
- ○冠木代理人 ちょっとその経過を書いてるのが、校長さんの事故報告書というのがありますね。そこのところの経過のやつをちょっと示します。

甲12号証の1の2枚目、ここに事故の概要等についてという項目で、四角で囲んだ中で概要というのが出てますよね。ここに、今あなたがおっしゃった平成27年2月17日以降、その前の経過もありますけど、17日のところがずっと出てますが、職員会議であなたが質問表を基に校長に質問をすると。時間がないということで、18日に朝礼で校長は、1つは職務命令を発するということで、あなたの質問に対しては、②と書いてますが、松田先生の質問に対しては、学習指導要領に基づいて適切に行っている。さらに、これは中野中学の教育課程の問題なので、松田先生の話を聞いて、教育課程検討委員会で検討すると、こう答えた。それはそのとおり?

- ○松田請求者本人 それは、2点目の質問に対しては、どうしようと思ってますかという子どもたちへの説明ですね。それはそういうふうにやろうと思うというのは確かに答えましたけれども、3つあった質問に対して、一番最初に、前提のところに調教教育という言葉があって、私はこれは相容れないので、全部には答えないと。各項目には答えないと言って、それだけを答えました。要するに、1番と3番目の質問については全く触れず、答えずということの回答でした。
- ○冠木代理人 あなたの校長さんについての質問の中で、これは乙7号証の資料の3ですけども、その前書きのところで、「生徒たちに大きな声で歌わせるという「調教」教育を私たち教職員に迫るものとなっている」、「市教委指示通りやれば、別紙「寸劇」のようになるのではないか」。別紙寸劇って覚えてはる?
- ○松田請求者本人はい。
- ○冠木代理人 同じく乙7号証の資料の2です。まあ、覚えてはるやろうけど、示しておきましょう。これはいつ頃作られました?

- ○松田請求者本人 これ、ここにも書いてあるように、1999年の秋に作りました。1999年 8月に国旗国歌法ができて、これ、このままいくとどんなことになるだろうかというこ とで、起こってくる問題点、これを分かってもらいたいと思って作ったものです。
- ○冠木代理人 これを実際に使ったことはありますの?
- ○松田請求者本人 これを作った頃の地域での私たちがやっていた祭りの中で上演したり、 あるいは日の丸・君が代反対の集会とか、そういうところでは何回か上演したことはあ りますが、最近は上演というよりも、この台本を使って、この君が代がどんなものなの

か、これを歌わせようというふうになったら、結局はいじめるしかない、そういう子を いじめるしかないようなものなんだということを伝える資料という形で使っておりまし た。

- ○冠木代理人 実際にこれを使って上演したような時には、あなたの今おっしゃったよう な、その感じを見てる人たちが皆感じてたということで言えるんですかね。
- ○松田請求者本人 それができた時には、まだ全然そういうふうな強制の事態、今後なるかなということで、全然そことはまだ遠い時代でしたけども、今は本当にもうここを越えている、こういうふうな説明すら努力しない、とにかく上からがんとやるというふうになっているので、しかしそういう問題を含んだものだということは非常に分かるものです。
- ○冠木代理人 この寸劇のところであなたが書いておられる、生徒Aというのが歌うのは嫌じゃと言って、最終的には他の生徒がわーわー言うてかき消されるような形で終わっちゃうよね。そういう、それに似たような現場は見たことあるの?
- ○松田請求者本人 今の状況の中で、直接にこういう君が代が嫌だというふうなことがなかなか浮かび上がることは少ないです。しかしながら、私が不起立ということの状況になって、そこで知り合った人の中には、30代の方ですね。要するに、自分は絶対嫌だったのだけども、中学校の時代にはそういうグループで大きな声で歌わせる競争がさせられて、自分は嫌なのでいつも最後まで残されたとか、そういう非常にひどい扱いを受けた、やっぱりそういうふうに歴史があるんだから、嫌な人はいる、そういう人がこの状況の中でどんな扱いを受けるのか、同じようなことがあるんだなということは私も直接に話を聞いて知ることができました。
- ○冠木代理人 それで、あなたが色々作っておられる資料があるんですが、これも何回も 出てくるので、まず示しておきますと、乙7号証の資料の1、「卒業式・入学式の国 旗・国歌について 「日の丸」の歴史」というものですが、これは何のためにいつ頃作 られましたっけ。
- ○松田請求者本人 国旗国歌条例ができてくる頃に、要するに、ちゃんとそういう事実、 最低限歴史の事実についてみんなが知った上で、それでこういう問題については考えていく必要があるということで、そういう学習を、中野中学校の前が友渕中学校に10年おりました。その前の大領中学校の時にそういう論議をして、そういう資料も作って2時間ぐらいの実践をしたり、そういうことをやっておりました。

しかしながら、その後、そういう形ではとても学習もできない状況の中で、さっと見て一定のことが伝えられるような資料がぜひ必要だと思って、友渕中学校の時に作ったんですが、そこの時には直接に生徒に手渡すということにはなっていませんでした。でも、今回、大領中学校に行って担任もするという状況の中で、ぜひこれを使ってちゃんと最低限のことは伝えたいと思ってたものです。

○冠木代理人 これを見ますと、最初に「「日の丸」の歴史」というのがあって……。

- ○松田請求者本人 すいません、ちょっとさっき間違えて。中野中学校です。
- ○冠木代理人 中野中学校ですね。
- ○松田請求者本人 最後、中野中学校に。中野中学校は2014年の4月、58歳の時に、あと 退職まで2年という時に中野中学校に転勤しました。そして、3年生の担任になりまし た。その3月に不起立、あと1年、2年生所属副担任でおって、それで退職になって再 任用になったということです。
- ○冠木代理人 はい。先ほどの話に戻りますが、あなたが作ったこの資料ですけど、一応、「日の丸」の歴史を分かりやすく書かれて、その次に「君が代」の歴史も書かれて、それで3番目のところで入学式・卒業式の国旗・国歌という題で中身を書いておられる。それから、大阪府・市の国旗国歌条例についても書かれている。最後に憲法、子どもの権利条約について書かれておる。これがあなたが最低限知っといてもらわなきゃならんと思って作った資料ですよね。
- ○松田請求者本人にはい。
- ○冠木代理人 先ほどの経過のところへ戻りますけども、校長さんに質問して、その教育 課程検討委員会で検討してもらうということで、それは検討してもらったんやね。
- ○松田請求者本人 はい。なかなか開かれないので、どうしてくれるんですかとか言ったら、元々は3月の10日の予定、教育課程検討委員会はそこだったので、これではとてもそれで検討して何か実施する訳にいかないのでと言って、3月5日に開いてもらいました。
- ○冠木代理人 あなたもオブザーバーで出はりましたよね。
- ○松田請求者本人 はい。正式な委員ではなかったんですが、提案しているということで、 オブザーバーで参加させてもらいました。
- ○冠木代理人 簡単でいいですけど、どんな議論になりました?
- ○松田請求者本人 その日は校長は出張でいなくて、教頭の責任の下に開かれました。教育課程検討委員会ですから、学年主任3人と、そして教科主任9人、その人たちが教育課程を巡ってということで、一応、教頭の方から最初に、一応こういうふうな提起があるから、子どもたちにも一定のことを伝えるみたいな形でという提案なんですがどうですかという、何の原案もなく、それだけで、他の人も何も考えてないから、このままではだめだなと思って、私がもう一度その資料を基に、これを基に説明したらどうでしょうかということをそこでもう一度言いました。

なかなかこういう問題は難しいなという意見もあったんですけれども、30代の若い体育の先生ですが、自分は、お母さんが教員だったのか、君が代について批判的な意見をお持ちの方で、一応お母さんに、ちゃんと一応教えてもらったと。自分は歌ったけれども、やっぱりそういうことを知っておくということは絶対大事だということを言ってくれてですね、結局、社会の先生とかいろんな人も含めて、中野中学校としては事実をちゃんと伝える、ここをベースにやろうと。そして、その具体化は3年生に任せますと、

そういうふうなことで、一応、基本的にそのベースは認められたというふうに思います。

○冠木代理人 ちょっと先ほども示しましたが、甲12号証の1の2枚目を示します。

ここに教育検討委員会での結果ということで、その下の段ですけど、下の段のこれは何行目になるのかな、6行目、「①内容が偏っているので、そのままの形では採用しないことに」なったとかいうけど、そうやったんですか。

- ○松田請求者本人 これは、だから明らかに違うというふうに思います。その時にどんな 論議になったかというと、一番最後の部分、ここでは憲法と子どもの権利条約を示して、 こういうふうな、今、学習指導要領とか、要するに政府が国旗・国歌を卒入学式に位置 付けている内容、あるいは国旗国歌条例のことについて全部説明をした上で、しかしな がら戦前とは違うと。日本国憲法とかこういう下でやられてるんだからということで、 そういうことの説明を書いておったんですが、今の状況の中で、何かいろんな難癖が出 てくる可能性があるんじゃないかという、そういう意味の不安感が表明されたので、じ ゃ、そこはできるだけそういうトラブルをなくすという意味で、それ自身が間違ってる とかそういう問題じゃなくて、必要かもしれないけれども、トラブルをなくすという意 味でそこはちょっと考えましょうということで、結局、そこをちょっと変えようという 話です。
- ○冠木代理人 要するに、あれですか、みんなの先生方のその中身での議論については別 に問題ないけども、外から変なことを言われたら厄介やなという、そういうことがあったんやね。
- 〇松田請求者本人「そうです。」という。
- ○冠木代理人 今の乙7号証の一番最後、資料6を示します。 これは初めからはずっと皆一緒なんやった。一番最後は違うんやね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 こういうふうな一人一人が自分の考えを深めようというような形にしてクラスで配付することになった。
- ○松田請求者本人はい。
- ○冠木代理人 そうですね。
- ○松田請求者本人ではい。
- ○冠木代理人 先ほどの校長の事故報告のところで偏ってるというやつは、訂正させたん やね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 もうそれは示しませんけど。

それで、あなたとしてはね、教育検討委員会で、じゃ、この資料を配ってということで、各先生方は一応この資料をクラスで配って説明されたんやね。

○松田請求者本人 でも、実態は、これを実際配ったのは3月の10日の予行の前の日の最後の練習、5時間目、6時間目にあったんですが、その最後の最後、もう時間がなくっ

- て、6、7分の学年主任からの大まかな説明がやって、これで一応説明したということなので、学級に帰ってそれはほぼ配るだけのような扱い、あんまりそれを使って十分に説明したという形にはなったかどうか分かりませんが、一応学年主任の説明をもうちょっと補足するものとして、それを資料で配ったという形になっています。
- ○冠木代理人 あなたが調教教育の最初の項目のところで言うてた、意味、内容も知らされずにという、そのあたりは若干緩和されたんですか。
- ○松田請求者本人 そこにどれだけそれが読まれて、あるいは生徒たちにどれだけの影響 を及ぼしたかということについては、はっきり言ってよく分かっていませんけれども、 最低限そういう中身を知ることができる状況は作れたという。
- ○冠木代理人 この資料について、事前に校長さんに、教育委員会に聞いといてくれとい う話をしてんですね。
- ○松田請求者本人 これは一番最初に、もう卒業式が近づいてきた2月の2日ですけれども、やっぱりこの君が代を式次第につけて起立斉唱をみんな生徒に求める以上、必ず説明が必要だと思うのでということで、どういうふうに説明するんですか、説明すべきじゃないですかということを校長に進言、こちらがまずしに行きました。その時に、こういう資料を最低限渡してやったらどうかと。校長は公募の校長で、なかなかそういう判断とかも難しいかなと思ったのでですね、まずとにかく事務局に聞いてくれと。これを使ってもよいか。それで確認できたらできるかなと思って、それを聞いてくれというふうに言いました。
- ○冠木代理人、教育委員会はどない言うたんでしたっけ。
- ○松田請求者本人 それは、結局、校長はちゃんとあんまり答えてくれなかったんですが、 とにかく校長に「どういうふうなやりとりになってますか」と聞いた時には、この問題 は中野中学校の教育課程の問題だと。だからあなたのところで考えろということで、教 育委員会は、その事務局はそれに対する見解を示さなかったというふうに私は理解して います。
- ○冠木代理人。これが、このあなたがおっしゃってる年度は2015年やね。
- ○冠木代理人のある、学校の先生は皆年度で言いはんねんな。
- ○松田請求者本人はい。これはおりませんである。
- ○冠木代理人 2014年度の、2015年明けてからの話やね。
- ○松田請求者本人 そうです。
- ○冠木代理人 それで、2016年、つまりこれは2015年度になるのか。
- ○松田請求者本人 そうです。
- ○冠木代理人 それは、この資料は使えたの。
- ○松田請求者本人 いえ、使えませんでした。
- ○冠木代理人 うん。それはどうして?

- ○松田請求者本人 私自身は当該学年ではなく2年生所属でしたから、あまり卒業式のことに直関わる立場でもなかったんですけれども、「昨年使ってる訳ですから今年も使いましょう」ということを言ったら、校長が、これはもう2月だったと思いますけども、「いや、これは使わない」と。そういうふうに指示されているというか、使わないことになったと。なったか、なっているというふうに、もう決まったものとして言われました。
- ○冠木代理人 はい。それで、この卒業式に向けての起立、不起立を巡る校長さんなんか とのやりとりの問題に移りますけども、一番詳しくあなたが書いてるのはね、甲11号証 の詳しい陳述書の13ページの下からやね。13ページの下から14ページ、15ページ、16ペ ージまで、卒業式の時までいってますよね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 これを詳しく書いた経過、そのとおりですね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 それで、このポイントの問題として、あなたが不起立ということを意思表示をした時に、校長さんなんかとのやりとりというのは何が中心になるんですか。
- ○松田請求者本人 とにかく、校長の説得というか、命令ではなくて、それは止めてちゃんと起立斉唱してくれという場合のポイントは、とにかく不起立によって混乱が起こる、生徒に迷惑がかかる、大事な卒業式が台無しになる、だから不起立は止めて欲しいと、そういうものでした。
- ○冠木代理人 要するに、あれやね、深いところにはいろんな問題があるんだけど、表面 的に出ている論争点というと、混乱云々の問題やね。
- ○松田請求者本人 そうですね。
- ○冠木代理人 不起立になると、何で混乱やというの。
- ○松田請求者本人 どういうふうに思っていたか分かりませんが、校長はその年が初めてだったんですけれども、3年前、2012年の2月の末に国旗国歌条例が出来てですね、大阪市で、初めての卒業式だった時に、中学校で2人、小学校で1人の不起立がありました。その時に学校名が公表されて、そして非常に大問題である。座った人に対しては、ルールを守るべき教員がルールを守らないとは何事か、ちゃんと保護者や卒業生にも謝れとかいうふうなことまで言われて、非常に大騒動になったと。そういうふうな騒動になるぞという感じのですね、だからこんなことになったら大変なことになるんだというふうな、最初は校長も多分聞いて、そういうふうなイメージでずっと言ってたと思います。
- ○冠木代理人 あなたはどんなふうに反論したの。
- ○松田請求者本人 まず、なぜそんなことになったかというと、教育委員会が学校名とか それを全部リークして、そういう、たきつけたというか、そういうふうなものだったと。 そういうことがなかったら、そんなはずはないということをこちらは言ったんですが、

そこの論点の中で、いや、もしそういうことを見て、色々思って、それでざわつきとかいろんなそういうことも起こるかもしれない、あるいは誰かが座ってるということで、ばっと、「けしからん」とか例えば言った、そしたらそれは混乱だからというふうなことも出たんですけども、それを、でも座った者の責任にするのはおかしい。やっぱり出席者が、みんなが成功させよう、卒業式を大事にしようと思うんだったら、そういう態度はおかしい訳だから、やっぱりそういうことを理由に混乱だとかおかしいと言うのはおかしいんじゃないですかというようなことを言ったと思います。

- ○冠木代理人 そのあたりはあれですか、もう平行線のままですか、議論としては。
- ○松田請求者本人 そうですね、はい。
- ○冠木代理人 その教頭さんなんかも同席をしてるんですか。
- ○松田請求者本人 教頭も同席をしてます。教頭は、前々からそういう学校現場のことはよく知ってる訳ですが、最終的に、だからなかなか何を混乱と言うかというのははっきりしなかった中で、やっぱりそういう色々思うこと、ルールを守らない先生がいるとか、色々思うことも混乱だというふうなことまでそこでちょっと話は出ていました。私は、そうじゃない、それはそういう人がいる、そういうことを知る、現実を知るということであって、それは教育を阻害するものでも何でもないというふうに言ったと思います。
- ○冠木代理人 はい。そういうやりとりをしてる中で、3月10日にあなた宛ての職務命令が出ますね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○冠木代理人 乙5号証を示します。

これは校長さんからね、あなたに対するものですけども、ここでは条例のんだとか、 それからこういう学習指導要領であるとか、あんまり詳しく書いてないけれども、どち らかというと簡単な職務命令が渡されたんやね。

- ○松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 それに対しては、あなたは反論はしときましたか。
- ○松田請求者本人 だから、一応そういう形で職務命令を受けたということですけども、 しかし、そもそも先ほど言ったような調教教育を強制している、これ自身がおかしいの であって、私はもしこれで処分されるようなことになったら、それがどうなのかという ことをちゃんと問いたいと思うと、そういう権利はあると思いますというふうに言いま した。
- ○冠木代理人 それで、3月12日の式当日の問題ですけども、あなたが座った位置のことをまず聞きましょう。一番分かりやすく書いてくれてはるのが、処分者側の弁明書(2)の添付の図面があります。それを示します。

別紙が1、2、3とあるんです。別紙1が当初配置図、これはあなた知らないね。こんな配置、元々あったというのは知らないね。

○松田請求者本人 はい。

- ○冠木代理人 それから、別紙2。3列編成にして、それであなたを見ると、校長のすぐ 後ろに来てる例になってるけど、これも知らない?
- 〇松田請求者本人ではい。
- ○冠木代理人 別紙の3。これが3列で、教頭の後ろにあなたがいる、それであなたの向かって右隣が6組で、その隣に主事がおる。主事って何です?
- ○松田請求者本人 生徒指導主事という役割の人です。
- ○冠木代理人 がいるんですね。
- 〇松田請求者本人はい。
- ○冠木代理人 この場所はこれでいいですかね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○冠木代理人 それでね、弁明書をあなたも読まれたと思うけれども、大層苦心してこの 場所をあなた選んだみたいやね。
- 〇松田請求者本人 そうみたいです。
- 〇松田請求者本人、いや、僕は……。
- ○冠木代理人 隣は背の高い人でしたか。そうではない?
- ○松田請求者本人 まあ、これはとにかくクラス順なので、背の高さを調節できるもので もないので。
- ○冠木代理人 それで、あ、そうや、ここで示したままで聞いたら良かったね。別紙の3 を示したままで聞きます。

あなたの位置も分かった、それから保護者の位置も分かった。この教員が3列でおる、 この図面でいうと下は何です?

- ○松田請求者本人 ここはもう壁。
- ○冠木代理人 壁になる。前に生徒がいるんやね。
- ○冠木代理人 来賓というのは、これは?
- 〇松田請求者本人 向かいです。生徒を挟んで向かい。
- ○冠木代理人 向かい。これは壇上ではない?
- ○松田請求者本人 壇上ではないです。
- ○冠木代理人 ほんなら、来賓とあなたの間に生徒たちがいるんやね。
- ○松田請求者本人 はい、そうです。
- ○冠木代理人 あなたの目の前には教頭さんがおるんやね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 それで、あなたは不起立をした。
- ○松田請求者本人 はい。
- お木代理人 誰かから見えるんですかね、これ。

- ○松田請求者本人 いや、分かりません。ちゃんと見えるかどうか。しかも、そういう最中ですから、わざわざこっちを見て、きょろきょろ見るかどうかも分からないので、ちょっと。普通は、だからばっと周りが立つと、あんまり目立たなくなると思いますが、分かりません。
- ○冠木代理人なるよね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 私かて、PTAで子どものに出席した時に、私と女房が座ってたけど、周りはわーっと立っとるから、谷間におるみたいで、ほんなもん見えへんと思うんやけど、 そんな感じやね。
- 〇松田請求者本人 そうです。
- ○冠木代理人 ねえ。だけど、何か見た人があるとかいう主張もあるんやけど。それで、 非常に苦心してあなたのこの席を決めてはるという学校側の意図は、あなた、分かりま すか。
- ○松田請求者本人 先ほどの、見ること自身がそういう色々問題を引き起こすという立場 のようなので、だから、できるだけそういうことがないようにしようということだった と思います。
- ○冠木代理人、それで、PTAが知ったという話やけど、何で知ったんでしたっけ。
- ○松田請求者本人 この前の陳述でもあったかもしれませんが、あるいは校長の事故報告書を見たら、要するに当日にこういう不起立があって申し訳ないということを校長とか、あるいは親和会の会長に校長が伝えたと。さらに、そこからPTAの役員とかにもそういう形で伝えたり、色々したということです。
- ○冠木代理人 うん、そうでしたね。校長先生もおっしゃっていたけども、PTAの人に その日にもうすぐ言っているんだけど、そしたら反応として、今どきそういう人がいる のかと言ったというんやね。だから、それ言うた人は見てないんやな。
- ○松田請求者本人。それは確実だと思います。
- ○冠木代理人 ねえ、見てないんやね。それで、元々座る、不起立について校長さんとか 教頭さんとかとあなたと議論をやってた中では、主としては混乱が問題になってたんや けど、あなたが座ってて何か混乱起こりましたか。
- ○松田請求者本人 いえ、全く。少なくとも、雰囲気も、見た人がいたかどうかは私は分かりませんが、雰囲気が乱れるということは一切ありませんでした。普通どおりその後あって、その年は退場した後にもう1回ホームルーム、学級に集まって、そこで卒業証書をもう1回そこで手渡して、最後のお別れの会というか、学級をやるという形の式でしたけど、そこ、あと保護者もその周りに来たりするんですけども、一切何のそこの話題もなく、和気あいあいとできて、普通どおりの卒業式で終わっています。
- ○冠木代理人 この間、校長先生が、その年の夏だろうね、27年、だから夏に、多分地域 の運動会か何かのとこへ行った時に、女生徒との話があったという、それ聞いてはった

ね

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 良いクラスやったのにという、そこから後は別に言葉としてはなかったということやけど、あの話聞いてあなたはどない思いはった? この子どもたちはあなたを何か非難してると思いました?
- ○松田請求者本人 そこは直接は分かりませんけれども、まずその日にちなんですけれども、私もだからずっとそこに、中野中学校にそれ以降も、不起立以降もおった訳ですけれども、そういう話が一切話題になってなかったんですけど、5月の後半ぐらいに、うちのクラスではないけども、他のクラスの卒業生が学校に来た時に、何かYouTubeの映像を見たと。「え、こんなんやってんの」とか言って。要するに、不起立で記者会見をしたと。
- ○冠木代理人 いや、あなたが記者会見した?
- 〇松田請求者本人 はい。
- 〇冠木代理人 そうやね。
- ○松田請求者本人 私が記者会見をした、それがYouTubeの映像に載って、それを見たという生徒がいて、だから、ああいう一切何の話題にもなってない、ずっと。校長はPTA会長とかPTAにもそういう不起立があったと伝えてても一切ずっとなかったのに、うわさで持ちきりだとか、そういう話になったのは絶対そのYouTubeを見てた子が流して、その頃に、こんなことがあった、こんなふうになってるんやということなのかなというふうに思いました。だから、それまでは一切何も、多分誰も知らなかったかと思っています。
- ○冠木代理人 良いクラスやったのにという話の流れでいくと、あれでしょう、普通、教師は悪いやつやったけど、ええクラスやったのにと言わんやろう。なあ。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 そうすると、私なんかが聞いた感じでは、あなたに同情的に言うてるのか なと思ったけど、あなたはどう思います?
- ○松田請求者本人 それは分かりませんが、ただ、実際にあの時に校長は、私はそこのことについてほとんど触れなかった。そういう話題が来たけども、ほとんどやばいことになるから言わなかったと。じゃ、何でわざわざそういう話をしたのかなと言ったら、「松田先生、処分されるん?」と聞いたというのが最初だったから、あ、まあ、そういうふうな話題の振り方でそういう話になるのは分かるかなというふうには思いました。
- ○冠木代理人 それで、不起立の後、教育委員会からの事情聴取とか等々が始まって、あなたは3月16日付けで上申書というのを作ってますね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 これ、後で上申書の2が出るので、あなたはこの最初のを上申書1として 出してるということでしたが、ここの上申書1にあなたの書かれたことを大体覚えてお

られると思うけれども、一番の趣旨としてはどういうことを言われましたか。

- ○松田請求者本人 先ほど調教教育のことでも言ったとおり、4つの小学校から来てる訳ですけれども、その子らに、小学校で卒業式を体験していて、君が代も斉唱している訳ですけど、「君が代の意味を知ってるか」と言ったら、ほとんど誰も知らない状況だった。そういう中でやろうとしているという今のあり方、これは絶対おかしいんだということをまず言おうと思って、主にそれを書いたと思います。
- ○冠木代理人 前回、忍さんがここに出られておっしゃってたけども、書いてあることは あなたの独自の見解やと何回も言ってましたけど、あなたはそない思てるの。
- ○松田請求者本人 忍さんも結局、独自とは松田が書いたことという以上のことは言われ なかったので、そんなに突飛な考えではないと思っています。
- ○冠木代理人 後の分限懲戒部会だとか教育委員会会議のところでは、あなたの上申書が 出ているので、あなたの言いたいことは理解できるということまでの言葉は出てるので、 独自の、だから理解できないという話は出てないよね。

それで、処分の手続というか、まずは人事監察委員会職員分限懲戒部会だけど、甲の 1号証が出てます。これは見はったことあるよね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 ここのところの5のところで「議事要旨」というふうに書いてある。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○冠木代理人 「教職員による職務命令違反事案」と、こう書いてあるんですけど、「議事要旨」といったら中身を書くよね。
- ○松田請求者本人にはい。
- ○松田請求者本人 処分の要否及び量定の妥当性を検討したと。検討してどうだったということが何も書かれていないです。
- ○冠木代理人 出てませんよね。

それで、あなたとしては、せっかく上申書1、2というのを出してる訳だから、これ についての、何というか、反応というか、それについて議論してもらいたかったんやね。

- ○松田請求者本人ははい。当日は日本は、日本は日本の計画は、日本日
- ○冠木代理人 そら、あなたとしてはそうでしょう。当然、処分を受けるのであれば、あなたの言うてることについて具体的にどうなんだということで、その議論をされた上で 処分されるとかいうことになると、そこそこ納得のできる場合もあるかもしれんけど、 それが全然議論されてないやないかというのは、あなた、ずっと主張されてますよね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○冠木代理人 こんなん、議事要旨で、忍さんはその中身については若干述べてましたけ ど、忍さんが述べてたような議論をここでしたかどうかというのは、あなたはどう思い ます?

- ○松田請求者本人 とにかく、委員の発言というものについては、一切具体的なところは 忍さんの陳述の中にも全くないですし、だから、中身的に何か検討されたとは全く思い ません。
- ○冠木代理人 忍さんがおっしゃってるようなことがされたかどうかというものの証拠が ないやないかということやね。

それから、甲の2号証のところでは、教育委員会会議ですけど、ここではもう繰り返 しませんが、あなたの上申書について検討した中身というものは別になさそうやね。

- ○松田請求者本人 処分の量定等に斟酌するものはないという、そういう判断だということだけが言われています。
- ○冠木代理人 言われてますね。

それで、最後ですけども、あなたが起立斉唱できない理由としてまとめた形で言って 欲しいと思うんだけど、何点ぐらいありそうですか。

- ○松田請求者本人 私自身に関わることと、そしてさっきの調教教育に加担するという、 教育の面の2つぐらいかなというふうに。
- ○冠木代理人 2つぐらいね。じゃ、まずその私自身のことについてはどうなんですか。
- ○松田請求者本人 まず、君が代という歌が、戦前の天皇のために命を捧げる教育の重要な柱であったと、こういう事実があります。教育勅語とともに君が代が特に大事にされた儀式の中で、そういう教育勅語奉読とともに君が代斉唱を行って、天皇陛下の御世が千年も万年も続いてお栄えになりますようにと、こういうものだというふうに教えてですね、そして赤紙、召集令状が来たときに、その人に対しておめでとうございますというふうに言わざるを得ないような社会を作り出していった、その非常に大きな要因になっているものです。それを当然のように歌うことができるということは、その戦前のそういう作り出した社会や教育に対する反省をもう捨て去りなさい、捨て去らないとできないことだと思うんですね。やっぱりそういうことを私はできないというのが、やっぱりまず、1つ目の自分にとっての理由。
- ○冠木代理人 第1。2つ目は、あなたのこともあるんだろうけど、あなた以外の生徒と かいうものに対する問題をおっしゃっていたけど、それはどうなんですか。
- ○松田請求者本人 だから、生徒で言うとですね、自分が起立斉唱させられるというか、 するという主体的行為に対して、ちゃんとその情報が得られてですね、そしてそれに対 する判断は自分に任される、強制ではないという条件を作らなくちゃいけないのに、そ こを一切封じ込めて、現実を見させないようにして、そういう国家に対する従順な意識 をすり込む、その一端を自分が自分の姿でもって指し示す、教育をやるということにつ いては、それはそういう調教教育の動きに加担をするということと同時に、自分のそう いう本来ある、そういう厳しい側にいるいろんな生徒たちの側で少しでも教育をしたい という姿勢を捨て去ることになるので、それはできない。

そして、先ほども言ったとおり、私だけではなくって、必ずこれだけの君が代の歴史

がある訳ですから、生徒たちの中、保護者の中にも、必ず嫌だと思う人はいる。いる人 たちに対して、自分自身が加担、加害の側にいる、それを強制する側に立つということ になるので、これはやっぱり自分はできないなというふうに思いました。

- ○冠木代理人 はい。以上です。終わります。
- ○西村委員 他の方、よろしいですか。 それでは、処分者側、どうぞ。
- ○夏住代理人 処分者側代理人、夏住です。こちらからお聞きしますから、正面に向かって答えてください。

先ほど主尋問で出てきた弁明書(2)ですかね、その別紙3を示します。 当日の様子はこのとおりだったと、こういうことですね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 じゃ、お聞きしたいんですけれども、演壇はこの左側の正面にあるんです かね。
- 〇松田請求者本人 はい、そうです。
- ○夏住代理人 そうですね。国旗は、そうするとその真正面の演壇に立ってるということ でよろしいんですか。
- ○夏住代理人 張りつけてある訳ですな。
- ○松田請求者本人はい。

  「はい。」

  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はい。」
  「はいい。」
  「はいい。」
  「はいい。」
  「はいい。」
  「はいい。」
  「はいい。」
  「はい。」
  「はい
- ○夏住代理人 だから生徒さんとか、あるいは保護者さんから真正面に見えると、こうい うことですね。
- 〇松田請求者本人 はい、そうです。
- ○夏住代理人 そうすると、教員席というかな、教員席からはややそれを斜め上に見ると いうような形になるんでしょうかね。
- 〇松田請求者本人 そうです。
- ○夏住代理人 はい、分かりました。 ※※※※※※※※※

教員の席が、今、 $3 \times 6 = 18$ 名かな、この丸が書いてあるんですが、そこに座るべき 教員て、何名ぐらい当日はいたんですか。その $3 \times 6 = 18$ 。

- ○松田請求者本人 いや、ここにちょんちょん、点々とこう書いてますから。要するにあ の……。

- ○夏住代理人 2、30人?
- ○松田請求者本人 そうですね。だから、一応学年は10数人ですけども、他の学年の人も、 手が空いてる人というか、できるだけ座りましょうみたいな形に。
- ○夏住代理人 なるほどね。担任さんは皆さん座ることにはなってんでしょうね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 そこの先生についても、何か別の用事のある方はそこには来られない。
- ○松田請求者本人。そうですね、他のところにちょっと部署でいる人もいます。
- ○夏住代理人 そうすると、座席はあるけれども座ってない場所もあったいう、そういう 理解でよろしいですか。
- 〇松田請求者本人 多分。でも、それはこちら側というよりもこちら……。
- ○夏住代理人 ちょっと、こちらというと、分からん。
- ○松田請求者本人 要すると、ここに。
- ○夏住代理人 左とか右とか。
- ○松田請求者本人 左。左側は丸が書いてありますけど、この辺は大抵埋まってたと思います。こっち、右側は「・・・」というふうに、まだこっちに続いているやつについてはあったかもしれません。ちょっと空席があったかもしれません、分かりません。
- ○夏住代理人 分かりました。保護者の側から近いところの席は空いてたところもあった と、こういうことですかね。
- ○松田請求者本人よくそこは覚えてませんが、あったかもしれません。
- ○夏住代理人をういう絵なんでしょう、これはね。
- 〇松田請求者本人 はい、そうです。
- ○夏住代理人 はい、分かりました。 そうしますとね、あなたは、起立いう号令がかかりますよね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○夏住代理人 あなたは、一旦は立ったけれども、それから座ったんですか。それとも、 そもそも立たなかったの。
- 〇松田請求者本人。これ、だから……。
- ○夏住代理人いや、その事実だけ。
- ○松田請求者本人 はい。最初に、開式があって、一同が立ってですね、礼があって、そ の後、国歌斉唱というふうに、立ったままで国歌斉唱ということが言われて始まります。 だから、始まる時に座りました。
- ○夏住代理人 そうすると、一旦はあなたは立ってる訳だな。<br />
  □ 100 では、 これでは、 これではいいでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これ
- ○松田請求者本人 そうですね、全員起立。
- ○夏住代理人 何ですかいな、国歌斉唱ですか、その間に、一同礼というのがあるのかね。
- ○松田請求者本人 そうですね。そうですね。
- ○夏住代理人 あなたの陳述書の甲11号証の18ページを示します。置いておきますからね。 この18ページには、あなたのその時の行動がざっと書かれてますね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 この下から、 d というところですね。
- 〇松田請求者本人 はい。

- ○夏住代理人 私の席は3列の云々かんぬんからずっとあったところの2行目だけど、「司会の「起立」「一同礼」「国歌斉唱」のことばの後に着席し」、だから、一旦は起立で立った。その上で「一同礼」のところで座った。
- ○松田請求者本人
  □同礼」の後、「国歌斉唱」という言葉があって。
- ○夏住代理人 あ、ごめんなさい。「国歌斉唱」のところで座ったと、こういうことです か。
- 〇松田請求者本人 はい、そうです。
- ○夏住代理人 そうすると、あなた、「一同礼」はしたんですか。この礼というのは、誰 に、何に対する礼なんですか。
- ○松田請求者本人 そこは明確にされてないんです。だから、私なんかは礼の時に、別に 真っすぐ立ってあれしてるので、要するに最初のお互いの挨拶みたいな形かな、そこは 明確にされてませんよ。日の丸に対して、国旗に対して礼であるというふうな位置付け はどこでも明確にはされてないです。
- ○夏住代理人 真っ正面に日の丸があって、左右に学校の何か旗みたいなのがあるんです かね。
- 〇松田請求者本人はそうです。
- ○夏住代理人にそれが並んでるんでしょう。
- ○夏住代理人 学校と市の旗ね。真ん中に日の丸があるんですね。
- ○松田請求者本人 そうです、はいはい。
- ○夏住代理人 そっちに向かって礼ということですね、方向としては。
- ○松田請求者本人 私はそういうふうにしてないです。
- ○松田請求者本人 いえ、私はしてない。これは、だから……。
- ○夏住代理人 僕は事実だけ聞いてるんですよ。あなたの気持ちを聞いてるんじゃなくて。
- ○松田請求者本人 そこに向けて礼をするというのは、どこでも、職員会議でも論議されてないし。
- ○夏住代理人 分かりました。いいですよ。 では、先に行きますね。それで、座席は、皆さん座ってる座席は、これはパイプ椅子 か何かですか。
- ○松田請求者本人 職員ですか。
- ○夏住代理人 職員。
- ○松田請求者本人 はい、職員はパイプ椅子です。
- ○夏住代理人 生徒は何に座ってるの。
- ○松田請求者本人 は、長椅子というんですか。
- ○夏住代理人 長椅子ね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 保護者の座ってるのは?
- ○夏住代理人 長椅子ですか。あなたが座ったことについては、生徒が見たかどうかは分からない、あるいは保護者も見たかどうかは分からない、これが正確な話ですね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 およそ見てる訳がないということも言えませんね。
- ○松田請求者本人 そうですね。
- ○夏住代理人 はい、結構ですよ。

話変わりますが、先ほどの話で、いわゆる日の丸の歴史、君が代の歴史、乙7号証の 資料6でしたかね、これはクラスで配付されたということでいいんですね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 クラスでもあなたが配付したんですね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 それについて、あなたはクラスではどういう説明をしたんですか。
- ○松田請求者本人 あんまり詳しく覚えてません。要するに、前の練習の時に説明を主任 がしているので、それを補足する資料です。ここにこういうことが書いてあるので、また読んどいてくださいということで配りました。
- ○夏住代理人 じゃ、中身のことについて、あなたがここはこうですよいうような説明は しなかったいう理解でよろしいんですね。
- ○松田請求者本人 そうですね、そんなに、はい。一応、ここに載ってる、これを読んど いてくださいということで。
- ○夏住代理人 後で見てくださいということで配ったという理解でよろしいんですね。
- ○松田請求者本人 はい、それでいいです。
- ○夏住代理人 あなたとしては、卒業式の既に前ですからね、起立斉唱しないということ は、あなたとしてはもちろんそうするつもりだったですよね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 生徒さんに、自分は起立斉唱はしませんということは言いましたか、言いませんか。
- ○松田請求者本人 言ってないです。
- ○夏住代理人 言ってない。言ってないのには何か理由があるんですか。言わなかった理由です。
- ○松田請求者本人 これは、私としてはそういうふうに先ほど言ったような、こういうちゃんとそれぞれが考えて欲しいということでやっているということなので。一応、こういう形にもなるだろう、いずれこれが、こういう行為がどうだったのかということにもなります。そういう意味で言うと、あんまり私だけが勝手にやってるということをやる

んじゃなくて、学校としてできるだけやれることをやって、みんなの合意の中でやってきた、その中で自分の責任として、自分の主体的判断としてそういうふうにやったという形の方が良いかなということで、わざわざ私は座るんだとか、いろんなことを言った訳ではないです。

- ○夏住代理人 別に細かいことじゃなくて、基本的には生徒さんは起立斉唱するいうこと にはなってるいうことはみんな知ってますよね。
- ○松田請求者本人。そうですね。はい。
- ○夏住代理人 そうですよね。あなたとしては、自分としてはこうするけども、後は皆さんの考えで自由にやってくださいと。考えた上でやってもらえるなら良いんですよというような説明をしなかった理由というのも、特段ないということでよろしいですか。
- ○松田請求者本人 一応、ここにそういうふうな一人一人が考えることができますよというか、そういうことについては資料で配ることができるので。
- ○夏住代理人 資料6には、一々示しませんがね、起立斉唱するとかしないとかというよ うなことは何も書かれてませんよね。
- ○松田請求者本人 書いてないですね。そうですね。ただ、そういうことを考えていく、 どういう態度を考えていくことは、一人一人が考えていくことですよ、お互いにそうい う意見は尊重しましょうということを書いています。
- ○夏住代理人 資料6の4ページ、ここをちょっと読み上げますと。よろしいですかね。
- ○西村委員』 乙7号証ですね。 「日本書きなるという」 「日本書」 日本
- ○夏住代理人」あ、ごめんなさい、乙7号証、資料6の4ページ。

「一人ひとりが自分の考えを深めよう」、「以上、国旗・国歌、「日の丸」「君が代」について、みなさんに伝えておくべき事実を載せておきました。それをもとに国旗・国歌、「日の丸」「君が代」についてどう考えるかは、みなさん一人ひとりの問題です。自分の考えを深めていってください。また、友達の意見にも耳を傾け、それぞれの意見・立場を尊重し合う関係を築いてほしいと願っています」、こう書かれてますよね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 だから、ここでは、間もなくある卒業式に向けて起立斉唱するかどうかに ついて考えてくださいとも書いてませんよね。

THE REPORT OF SHIPS

- ○松田請求者本人 そうですね。
- ○夏住代理人 だから、生徒はこれを見て、その当日の起立斉唱とは何の関係もないという理解もあり得るということを分かってましたか。
- ○松田請求者本人 だから、日の丸や君が代、国旗・国歌について色々考えるという、そ ういう資料として渡しただけです。
- ○夏住代理人 そうですか。
- ○松田請求者本人 はい。

- ○夏住代理人 あなたとしては、これは起立斉唱は、あなたの立場からしたら起立斉唱してくれない人の方が多いということでもないんですか。それは皆さんが判断をして、みんなが起立斉唱するんだったらそれはそれでいいやという、そういうお考えでよろしいんですか。
- ○松田請求者本人 それはやっぱり私が一番こだわってるというか、大事にしたいと思うのは、やっぱり一人一人の人権ですよね。やっぱりそういうことをちゃんと考えて、自分はどうするのか、それをやっぱりちゃんと保障すべきだということが一番主張していることです。その結果としてどうこう、だから勝手にこっちで操作してどうこうじゃなくて、しっかり考えて欲しいということです。
- ○夏住代理人 じゃ、その結果、皆さんが起立斉唱するんだったら、それは各人の当然自由だからと、こういうお立場でよろしいんですか。
- ○松田請求者本人 そうですね。ただ、現実には、そういうことを考えて保障されてないです。要するに、みんなするものというふうなことでずっと進んでいます。これは国も学校もそういう立場で進んでいます。
- ○夏住代理人はい、分かりました。
  - 起立斉唱をしないということは、クラスでは説明されなかったというお話はされましたけど、担任だから色々と生徒さんとお話しする機会はあると思うんですがね、そのときにもそういうことは、話はされたことがなかったんですか。
- ○松田請求者本人 多分、誰にも伝わってなかったんじゃないですか。一応、他のときに 君が代自身の歌の意味とか、そういうことについては触れた時もあったかもしれません けども、私自身が座るとか座らないとか、先生はどうするんかとか、じゃ、座ってどう だとか、そういう話になったという記憶はないです。
- ○夏住代理人 あなたとしては、別に起立斉唱しないということをあえて言わなかったと いう、そういうことでもないんですね。言うタイミングがなかった、たまたま言わなか っただけやという聞き方でよろしいですか。
- ○谷代理人 すいません、ちょっと誤導が過ぎるように思うんですが。
- ○夏住代理人 いや、だから事実と違うというんだったら違うとおっしゃったら良いんだ。
- ○松田請求者本人 もしそういうふうな場で、例えばもう少しお互いに話し合いができるとか、自由に論議ができて、じゃ、先生はどうなのというふうに聞かれたら、私はそのときには、私はこう思っていますと言うつもりはありました。ただ、そういうふうな機会がなかったということですね。
- ○夏住代理人 そうですか、結構ですよ。
  - じゃ、先に行きますね。国歌斉唱を終えてから、今度は校歌の斉唱になりますね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 この時、あなたは起立されて、校歌も歌われた?
- ○松田請求者本人 はい。

- ○夏住代理人 それはそれでよろしいんですね。
- ○松田請求者本人 そうです。
- ○夏住代理人 ふーん。もちろん校歌についても、起立をして全員が斉唱すべきということになってたんでしょうね。
- ○松田請求者本人 そうですね、はい。
- ○夏住代理人 生徒さんも、あるいは来賓も、あるいは保護者も。
- ○松田請求者本人 来賓は……。
- ○夏住代理人 分かりませんか。いや、あなたは先生だから、どうなってたかはお分かりでしょう。
- ○松田請求者本人 校歌は、まあ生徒、職員やな、になってます。
- ○夏住代理人いや、先生の考えでおっしゃったらいいんですよ。
- ○松田請求者本人いえいえ、そうだと思います。
- ○夏住代理人 覚えてなければ覚えてないでもいいし。
- ○松田請求者本人 あんまり意識をしてませんが、そうだと思います。
- ○夏住代理人 ああ、そう。先生が、校歌の時にはあなたも起立をして斉唱された。とい うのは、やはり先生も教員の一員として、そういうことになってるんだったらそれに従 わんといかんという思いがあったから立ったんでしょうね。
- ○松田請求者本人 まあ、形だけじゃないですよね。中身も、やっぱり戦後に作られた歌だからということもあるんかもしれませんけども、やっぱり学校教育、私たちもそうありたいなとか、そこが別に違和感がなく、あ、みんなこういうふうな学校でというふうな、すっと入る、そういう歌詞の意味でもあるので、わざわざそれで抵抗して自分だけはというふうな気持ちには全然ならない、そういう歌だからです。
- ○夏住代理人 端的に聞きますけど、国歌・国旗については、今のようなあなたのお考え から起立斉唱すべきでないとおっしゃって、その行動をされた。それ以外のことについ ては、いわゆる卒業式で決まっていることについては、みんなと一緒のようにやるべき だ、それがルールだという考え方はおありになりましたか。
- ○松田請求者本人 まず、全てをルールに従うかどうかというふうに抽象的にやるのが非常に問題だと思っています。だから、私が不起立だったのは、ルールに従わなかったのじゃなくて、君が代を起立斉唱しなさいということに対して不起立だったということです。具体的な事実、具体的なことについて沿って考える、これが一番、道徳にしても何にしても、行動規範にとって大事だと思います。それをこういうふうな抽象的なルールとかいうことで全部押し込めていく今のやり方がおかしいと思っています。
- ○夏住代理人 同じく甲11号証の18ページ、先ほどのところの下の方に、eから上2行かな。ここにね、「少なくとも卒業式当日(12日)中に、保護者・生徒からこの件で問い合わせ・抗議があった事実はありません」と書かれてますね。
- ○松田請求者本人 はい。

- ○夏住代理人 これはこの日のことを書かれてるんですね。
- ○松田請求者本人 そうです。
- ○夏住代理人 翌日以降、あなたの方に質問や、あるいは問合せや抗議があったということはありますか、ありませんか。翌日以降。
- ○松田請求者本人 ありません。
- ○夏住代理人 いつ頃まで、ずっとないんですか。
- ○松田請求者本人 ずっとないです。
- ○夏住代理人 ずっとない、その……。
- ○松田請求者本人 それから、これは3月の16日に提出をした上申書に書いてあることを そのままここに載せています。
- ○夏住代理人 あ、分かりました。そうすると、上申書に載ったかどうかは別にしても、 13日以降に保護者、生徒から問合せや抗議を受けたことは、あなたの記憶ではなかった いうことでよろしいんですね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 このいわゆる卒業式等で国歌斉唱の際に起立斉唱をするということの職務 命令があったにもかかわらず、それに従わなかったということで懲戒処分がなされて、 最高裁判決まで出てるという事実は、あなたが立たれた日の段階であなたとしては知っ てましたか、知ってませんか。
- ○松田請求者本人 知っていました。
- ○夏住代理人 はい。乙15号証。これは最高裁の裁判例で、書証に出してますが、これは あなたもお読みになりましたですか。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 この判決に則して確認していきますがね、この本件卒業式であなたは校長 から国歌斉唱の際に起立斉唱することを命じる職務命令を受けたということの認識は、 卒業式の時点でありましたね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 請求者が、あなたが不起立、不斉唱であったことは、校長さんから受けた 職務命令に反するものである、良いとか悪いとかは聞いてませんよ、それに反するもの であるという認識もあったいうことでよろしいですね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 この判決の中で、一々指摘しませんが、国歌斉唱の際に起立斉唱行為を命ずる旨の職務命令が憲法19条違反でない、これは6ページに書いてあるんですが、お読みになっているからお分かりやと思うが、この判例以外にも多くの最高裁判決で今のような判断がなされているということが判決文にも書かれてますよね、6ページ。お分かりになりますか。ここにいっぱい裁判例、挙がっているじゃないですか、ぎょうさんね。
- 〇松田請求者本人 はい。

- ○夏住代理人 1件、2件の話じゃない、そういう具合な判決が最高裁で何件も出ている ことも知ってましたね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○夏住代理人 この卒業式の段階でね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 はい、分かりました。

7ページで、卒業式は重要な学校行事であるという表現が出ているのは分かりますか。 7ページの(2)のアの2行目かな、「全校の生徒等の出席する重要な学校行事である 卒業式等の式典において」と、こう書かれているのは分かりますね。

- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 あなたご自身の認識としてね、卒業式等は重要な学校行事であるということについては、あなたもそうだと思ういうことでよろしいですか。
- ○松田請求者本人はい。
- ○夏住代理人 例えば卒業式というんだったら、入学式もそうですかね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○夏住代理人 そうですね。
- ○松田請求者本人。そうですね。
- ○夏住代理人 いわば入学式、卒業式がなぜ重要なのかというのは、あなたはどういう理 由でそうだと思われるんですか。あなたの認識を聞いている。
- ○松田請求者本人 卒業式については、中学校であれば3年間、色々一緒に生活し、学び、 そして巣立っていく生徒たちに対して、その1つの区切りとしてですね、そこに関わっ て多くの人たちが祝福をし、旅立っていくというか、前に向いて進んでいくことを応援 する。卒業生はそこでそういう今までを振り返ってですね、前向きに生きてこうという ことを決意する重要な教育活動の一環だというふうに思っています。
- ○夏住代理人 入学式は、今とは若干違うけれども、似たような位置付けで理解してよろ しいですか。
- ○夏住代理人 つまり、生徒さんにとっては、入ってくる方も出ていく方も、卒業式というものがやはりとても大事な行事であると、あなたもそう思っておられる、それでよろ しいんですね。
- ○松田請求者本人 そうですね。
- ○夏住代理人 例えば卒業式の途中でね、生徒さんが私語をするとかね、いうようなこと はいかんということでしょうね。
- ○松田請求者本人 卒業式の、先ほどの目的というのは、その学校に関わったいろんな人 たちが、みんなが喜び合うというか、あるいは祝福すると、そういうことが大事だと思 います。だからいろんな人がいる。そういう人たちがみんなちゃんと参加をして、そう

いうことがみんなで祝えたりですね、ということが大事であって、だからそういう中身が大事なのであって、まずそういう、こういう形式があって、これに従えないやつは排除するとか、そういうふうな考え方とかあり方自身はおかしいなと思っています。

- ○夏住代理人 私の質問を繰り返しますが、そういう卒業式で、式の途中で生徒さんがそれぞれ私語するということは、先生にとって、あるいは学校にとって、これは許されないことだという理解でよろしいですか。
- ○松田請求者本人 許されないことというか、その卒業式を、その卒業式について、出席 している生徒たちが自分にとって大事なものと考えて、それを成功させよう、大事にし ようという気持ちを育てることが一番大事であって、それを、そういうことが十分指導 できていないことについてはやっぱり課題だと思います。だから、残念ですけども、問 題は、だからそういう、この卒業式がどういうふうに自分たちにとって大事か、そうい う中身を作り上げ、そしてそれを一緒に成功させようということを呼びかけていくこと で、そういうことがなくなるということであるべきだなというふうに思っています。
- ○夏住代理人 答えと随分質問とがずれているとは思うんですが、要するに、あなたは重要な行事だと、こういう具合におっしゃったわね、卒業式は、入学式も。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 その途中で私語なんかしたら、要するに厳粛な雰囲気が壊れますわね。
- ○冠木代理人 ちょっと関連性がないんじゃないですか。
- ○夏住代理人 そうですか。関連性はあると思いますよ。
- ○冠木代理人 そんな、私語なんかしてませんで。
- ○夏住代理人 ん? はい。
- ○冠木代理人 そういう事実はないんだから、関連性がないんじゃないですか。
- ○松田請求者本人 まず、だから厳粛ということを第一に置くべきではないと思っていま す。

- ○夏住代理人 分かりました。第一だけれども、それは必要でしょう。そうとは思わない?
- ○松田請求者本人 厳粛という言葉で言うべきかどうかは、ちょっと違うんじゃないかな と。
- ○夏住代理人 そうですか。これ以上は言いません。 中野小学校を終えられてから3年間かな。
- ○谷代理人 あ、中学校。
- ○夏住代理人 中学校、失礼しました。終えられてから3年間、再任用でやっておられる んですかね。
- 〇松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 その間は、卒業式、あるいは入学式に立ち会われたことはありますか、ありませんか。

- ○松田請求者本人 会場の中には入っていません。再任用で、ちょっと初任者研修担当と いうちょっと特別な立場なので。
- ○夏住代理人 分かりました。

これはお答えいただけるんだったらということですが、そういう立場に再度卒業式、 あるいは入学式に立たれたとした時に、やはり起立斉唱するお考えはないということは 変わらないということでよろしいですか。

- ○松田請求者本人 はい。
- ○夏住代理人 私からは終わります。
- ○永原代理人 すいません、処分者側の代理人の永原からお尋ねします。
- ○西村委員 はい、どうぞ。
- ○永原代理人 先ほど松田さん、その卒業式のあった 5 月ぐらいに記者会見をされたとおっしゃいましたよね。
- ○松田請求者本人はい。
- ○永原代理人・記者会見て、それは何社ぐらい呼ばれたんですかね。
- ○松田請求者本人 呼ぶんじゃなくて、記者会見しますといって呼びかけて、そこに時間 があったり興味があって、来るところが何社というのは場合によって違うんですけれど も、5、6社ですかね。
- ○永原代理人 5、6社、来はったと。言ったら、その中で画像を撮ってYouTube にアップした人もいるということなんですよね。
- ○松田請求者本人。それは、だから記者ではないですね。
- ○永原代理人 ああ、なるほど。ということですね。

言ったら、その記者会見における内容というのは、卒業式において、松田さんが中野中学校で起立しなかったことに対して、処分されたことに対する抗議なり反論なりの意思を込めてされたという認識で良いですか。

- ○松田請求者本人 そうです。
- ○永原代理人 なるほど。あなた、先ほど他方でおっしゃったのが、混乱を招いたのは、 学校が学校名をリークして、教育委員会がですね、教育委員会が学校名をリークするか ら混乱を招いているんだというふうなことをおっしゃっていましたよね。
- ○松田請求者本人 はい。
- ○永原代理人 となると、あなた自身がそういう記者会見を行うことによって、その混乱 みたいなものを助長することになりませんか。
- ○谷代理人 ちょっと異議がありまして、今のお話というのは本件の懲戒理由とは全く関係ない話だと思うので、ちょっと控えていただければと思っております。
- ○永原代理人 でも、混乱という点では話が出ておりましたので。混乱を招くか招かないかという……。
- ○谷代理人 すいません、混乱というのは、だから卒業式における混乱というふうに理解

するべきであって、もしそれが問題だということであれば、処分者がそれで懲戒処分すればいいのであって。

- ○永原代理人 混乱というのは、卒業式の後も……。
- ○谷代理人 本件の懲戒処分の理由にはなっていないということを言っているんです。
- ○西村委員 本件との関連性を明確にしてから質問してください。
- ○永原代理人 分かりました。

混乱という意味で申し上げたのは、先ほど主尋問に出てきたところで、言ったら立たないことによって混乱を招くのは、教育委員会が学校名を挙げて外部にリークすることによって混乱を招いているというようなご主張をされたので、それに対して、いや、それだったらあなた自身も記者会見を行って、自らリークしてそれを助長しているんじゃないですかというご質問です。

- ○松田請求者本人 まず、それについてですが、一応、この証拠にも出ていますけれども、新聞に私の件が載ったことは何回かあります。3回かな、あります。最初が3月の21日か何かで、要するに不起立があったので処分を検討している、教育委員会は処分を検討しているという記事でした。そして、5月の14日かな、要するに処分が行われた時、そして人事委員会に審査請求を申し立てた時、その3回載っていますけれども、まず、3月の21日段階でそれは載ってるんですけれども、5月の場合もそうですけども、学校名も名前も出ていません。男性であることと年齢、59歳という、その2つだけが。結局、その記事によって何も話題にならなかったです。結局、だから、あるいは私が、自分が今日申し述べたようなこの処分、この強制がおかしいということを記者会見することによって、それは当然皆さんに分かってもらって、この人事委員会とかを訴えていくときに当然必要だと思ってやっている訳ですけども、だからといって学校の中で、それから私はずっと勤めていた訳ですけども、学校内で一切何か混乱が起こったとか、何か影響があったとかいうことは一切ないです。そういうことでちょっと知った人がいたというのはそうだと思いますけど、そういうことです。
- ○永原代理人三分かりました。ありがとうございます。
- ○夏住代理人 1点だけ、すいません。
- ○西村委員 はい、どうぞ。
- ○夏住代理人 処分者側代理人、夏住です。

甲17号証の5ページ……。ありますかね。そっちあるんなら。甲17って示してもらえますか。

- ○谷代理人 陳述書2で良いですか。
- ○夏住代理人 そうそう、陳述書2の5ページ。
- ○谷代理人 甲17の5ページを示しました。
- ○夏住代理人 5ページ、(3)に「処分の経過と不当性について」と書いてある、その 上なんですがね、下から2、4、6、7、「仮に、生徒が教職員の不起立を目撃したと

したら」という以降、ちょっと読み上げますが、「「君が代」起立・斉唱をしない者がいるという現実の一端を知ったということであり、それは、国旗・国歌、「日の丸」「君が代」について、生徒が自分の考えを深めていく情報のひとつとなるものである。けっして教育を阻害するようなものではなく、生徒の教育にとってむしろ有意義なものであるとさえいえる」と、こうあなたはお書きになっている、これは間違いないですね。

- ○松田請求者本人 はい、そうです。
- ○夏住代理人 あなたのお考えですよね。
- ○松田請求者本人 はい、そうです。
- ○夏住代理人 だから、式当日に、あなたとしては、目撃されたかどうか分からないですけれども、目撃されたとしても、それはむしろ有意義なことやと。その時、卒業式の不 起立の際には、あなたがそういう考えであったということも事実ですね。
- ○松田請求者本人 そうですね。要するに……。
- ○夏住代理人長いや、結構です。
- ○松田請求者本人 現実を隠す調教教育が行われている訳であって、現実をちゃんと知る ということは必要なことであると。
- ○夏住代理人 だから、仮にあなたとしては、見られたとしても、それはそれで生徒にとっては有意義なことだという思いだったんでしょう。
- ○松田請求者本人・別に何も問題ない、そうです。
- ○夏住代理人はい、分かりました。結構です。
- ○冠木代理人 ※1点だけ。冠木です。
- ○冠木代理人 今の話やけど、学校側の言うてるのとあなたが言うてるのと、意味が違うんやね。ね。学校側は、とにかく見たりすれば混乱だと、こういうことを言っているんやね。あなたの言ってる趣旨と違いますね。
- ○松田請求者本人 そうです。
- ○冠木代理人ではい。記述を記述しているのは、これを記述し、自然としては、これを記述し
- ○谷代理人 ちょっと1点いいですか。
- ○西村委員 はい。☆☆☆☆☆☆☆☆☆
- ○谷代理人 審査請求人代理人の谷ですけど、先ほど卒業式の式次第の中で、校歌では歌 われたという話がありましたけど、校歌については歌うようにという職務命令はあった んですか。
- ○松田請求者本人のいえ、職務命令はないです。
- ○谷代理人 校歌を歌わなければならないという、何か大阪市の条例があるということに ついて聞いたことがありますか。
- ○松田請求者本人 いえ、聞いたことはないです。

- 〇谷代理人 はい。以上です。
- ○西村委員 他にございませんか。はい、どうぞ。
- ○笠松代理人・代理人の笠松です。
- 〇西村委員 はい。
- ○笠松代理人 短時間で2つだけ。今日の主尋問の内容に関わって2点。

1つ目は、事前のやりとりで校長が、もし座った場合に、それが見る人がおったら、 生徒であろうが大人であろうが、それ自身混乱だとか、困るとか、事後にもそのことが また訴えがあったりしたらとかいうことを盛んに言ってはったという証言がありました けど、しかも、そこまで考えた校長だから、学級担任をわざわざ2列にして、松田さん の5組を後ろの席にまで持ってきているということまでやったと。それは意図してやっ たということを校長は証言されているし、隠したかったということを言われてる訳でし よう。そういう校長が、なぜ終了後、何も、誰からも訴えがなかったのに、PTAの会 長やら、あるいは4つの連合会長にわざわざしゃべりに回ったのかというのは、松田さ んはなぜ校長がそんなことをしたんだと。言わんかったら分かれへんままで、校長は教 育委員会に上げるのは仕事やとしても、それで終われるやないかというふうに僕なんか は思うんだけど、どう受けとめはったですか。

- ○松田請求者本人 条例を作ってこれを徹底させようとしてるのも、とにかくこれは絶対 従わなければいけないルールだということをやろうとしていると思うんです。だから、 こういうちょっとでもあったことを、そういう不祥事だという形で周りにも全部知らせ て、他の人は絶対やってはいけないよという雰囲気というか、そこを維持する、あるい は作るということを狙って、これは、校長は1月から3月までの間の研修でそういうこ とを勉強しましたと言われてましたけど、そんなことを考えてるはずはなく、教育委員 会とかがそういうふうにやりなさい、そういう雰囲気を、要するに全員が必ず立つんだ という雰囲気を周りに必ず、ここを崩してはいけないという趣旨でそういうことをやら せているんじゃないかと、私は勝手に思っています。
- ○笠松代理人 もう1点だけ、2つ目です。教材の話で、処分を受けた年度に、3年担任の時に、校長の責任において3年生の全学級の子どもたちに使われた歴史、事実経過等々を教える、そして知った上で自分で考えようということを呼びかける教育内容としての教材ですね、それが残念ながら1年後には、同じ中野中の同じ校長が、使ってはならないと。それは前回の校長さん、山本校長の調書を読むと、教育委員会に相談して指導を受けた記憶はありませんと、相談してませんと、私が決めましたと、今年はだめというふうな、私の判断ですという証言が残っていたように思うんですけど、実はそれは違うんだと、教育委員会は指導したというふうに断言している公文書が一方であるんですよ。そこは、松田さん、自分の記憶の限り、山本校長のあの認識、偽証とは言わんけど、記憶間違いだというふうに思うんだけども、松田さんの認識だけは言ってもらったらと思います。

○松田請求者本人 その問題、使ってはいけないというふうに校長が判断しているというのを知ったのは2016年の2月、要するにもうちょっとで卒業式があるからこういうふうな指導をしなくちゃいけないなと私が思って、それを持ち出した時に、これは使わないことになっているというふうに言われました。それはいつなのかといったら、もうずっと前だと。多分、その処分が行われた時に、5月12日に教育委員会会議が行われています。そこでは、そういう市の幹部、あるいはそういう教育委員等に、私のこの全部上申書とか上申書2とかも資料でいってる訳ですから、あ、こういうものを使って指導してるんだということを教育委員とかは知った訳ですね。維新の任命した大森教育長をはじめとして、そういう人たちが知って、これはけしからんというふうに言われて、その指導部が、その直後、5月か、要するに処分が行われた後に校長にそういうことを言って、それをただ校長は言ってなくて、その時に言ったんだというふうに思っています。

そのことについては、校長にそれを幾ら言ってもらちが明かないので、市民交渉として2016年の2月、3月、2回に渡って教育委員会交渉、協議というのをやりました。その時に奥野指導主事という、直接校長が相談してた指導部の人に来てもらって、何で禁止したのか。禁止したことは認めています。そして、それは全体のトーンがふさわしくない、歴史的事実のここが間違っているとか、あるいは一人一人が考えましょうという、ここの呼びかけが間違っているとかそういうことを、ここが違うということは一切示さずに、全体のトーンが問題だから、要するに学習指導要領等が国旗・国歌の尊重の意識を育てると言ってるのに、それに資さない、事実であってもそれに資さない教材は適当でない、だから、トーンがふさわしくないからこれは使ってはいけないというふうに言ったというのが見解でした。これは大きく今の法体系とかを無視した、非常に暴論だというふうに思っています。

以上です。

- ○西村委員 よろしいですか。
- ○笠松代理人 いいです。
- ○西村委員 それでは、よろしいですか。
  それではご苦労さまでした。終わりました。